

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（会長等及び副会長等）

第4条 略

2～3 略

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。